

一般社団法人国際セラピスト認定協会【協会会員規約】

■ 第1章【総則】

第1条（名称）本規約は【一般社団法人国際セラピスト認定協会】（以下、本協会とする）と称します

会員名称には、①個人会員（正会員、個人賛助会員、以下、個人会員）、②サロン正会員〔単体＋出張先、＋エクステ、その他オプション対応会員〕（以下、サロン正会員）③法人賛助会員、以下、賛助会員）があり、③を除く付帯する顧問医師を始め医療相談ができるシステムを【ドクタープラスワンサポート】（以下 DPS）と称します。また、③を除く会員システムに付帯する賠償責任保険は、以下保険と称します

第2条（目的）1. 本協会は様々な技術レベルを持ったセラピストの施術内容に本協会基準試験を行い試験合格者に認定証を付与し、国際交流活動やセミナーを通じ、教育、情報交換、啓発活動並びに雇用機会と開業支援経営者支援の拡充を図る場を提供し、セラピストの技術向上とリラクゼーション業界の意識レベル向上に加え、医療業界とリラクゼーション業界との架け橋を作り、美容、健康、保険、医療、福祉、の増進に寄与する事を目的とします

2. 法人認定校として認定を受けた法人は、本協会が認めた本協会基準に基づいた技術認定試験に合格した技術及び知識と同等と認められた内容でセラピストの地位向上の為に健全な運営を図り指導する事とし、認定校はスクール保険に加入します。なお、認定校に新たに参加する生徒にも個々に個人正会員の登録申込みをさせる事とします

3. 本協会に加盟した個人（個人事業主含）、サロン事業主、法人事業主は、同時に DPS の基本システム部分が付帯します。（個人会員のロゴ使用は別途契約）

4. 3項の付帯される内容は、a. 医療相談サポート、b. クリニック（a・b共に契約期間中5回まで）のご紹介、c. 会員証又はサロン認定証の発行、d. 会員誌送付等のプラスワンサポートシステムを始め、個人セラピスト活動やサロン運営を強力にサポート（賛助会員のみは DPS の付帯致しません）

第3条（活動事業及び管理運営）

1. セラピーに関する本協会基準試験実施及び合格者に認定証の付与
2. 国内外の関連団体との教育育成やシンポジウム等の親善及び国際交流ボランティアの育成と支援
3. 国内外のセラピストテクニック及び知識に関するセミナーの開催・紹介
4. セラピストの認定サロン、認定スクールへの独立開業支援及び開業企画運営サポート
5. セラピストの職業能力向上開発や雇用機会の拡充を図る就業支援
6. 各種セラピスト関連事業商材・教育商品の紹介
7. 基準を満たしたセラピースクール校を認定し、企画・運営を協会認定校としてサポート
8. 法人認定校、認定教室、認定サロン、加盟店に関する情報や活動をホームページ、会報誌にも掲載
9. 会員には不定期での会報誌を発行し各種情報や時事情報を優先的に会員様にお知らせ
10. 会員への賠償責任保険の付帯、個人及び店舗用（個人事業主・法人事業主）火災保険、傷害疾病保険、旅行保険、美容機器動産保険、セラピスト&オーナー所得補償保険の加入にも団体保険契約を中心に更にお得な内容でご提供
11. 顧問医師団を始めとした医療機関への医療相談やクリニックをご紹介（契約期間中5回まで）
12. DPS のロゴ使用権貸与にアップグレードした個人正会員の方は、ロゴを広告に使用できる権利も貸与される（サロン正会員にはロゴ使用権が付帯します）
13. DPS の管理運営には、本協会及び株式会社オーキッドコーポレーショ

ン（補佐）、オーキッドメディカルスクール（補佐）〔以下会社〕も協力してサポートします

14. 美容・健康機器の安全認証制度と美容機器保険適応承認制度

15. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業に関する

■ 第2章【顧問医師・保険】

第4条（顧問医療機関・顧問医師及び提携クリニック等の医療従事者）提携クリニック、それに伴う医療従事者（以下提携クリニック）は、本協会の顧問機関で有り会員との個々の顧問契約では有りません。また、提携クリニックは、会員個々の脱毛及びその他の施術を指導・助言・推進・推奨する立場では無く、会員において生じた顧客トラブルに対して、一切の責任を負いません。また、医療相談は契約期間内 5 回までとし、相談は、メールにて協会へ提出し、内容によっては返信しない場合も有る事を事前に了承するものとします

第5条（保険）1. 会員に付帯している個人賠償責任保険、サロン賠償責任保険は、引受、保険会社と本協会との団体保険の契約で有り、会員との個別の契約では有りません。従って個々の会員への保険証書は存在致しません。が、保険会社発行の加入証が約1ヶ月後に送付されます

2. 会員が保険を申請する場合や問合せをする場合は、主契約者で有る本協会が窓口となります

3. 医療行為、または医療サービスの提供に関連する場合は、保険の補償対象になりません

4. 保険内容及び協会年会費は、会員のニーズ、施術種目、年商、組織、頻繁な事故内容によって変更される場合があります

5. 各種特約保険料は店舗平米数と売上高によっては金額が変動します

6. 認定校は申込時にスクール保険に加入し、認定校の生徒には、全員協会個人正会員となる様に義務づけられております

7. 毎月15日締切りで翌月1日から1年間の契約期間です。会員の申請には申込用紙と預金口座振替依頼書の提出が必須です。また、火災保険も団体保険で完備しており、今までより更に安価な経費で会員を応援します。又は将来的には保険開始期日は、一律に揃えて開始する場合も有ります

■ 第3章【会員】

第6条（種別）本協会の目的及び事業に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を承認の上入会した方を会員とし、次の種別とします

1. 個人正会員：本協会に会員登録を行った個人（個人事業主含む）
 2. サロン正会員：本協会の趣旨に理解がある店舗を運営している。申込みの内容によっては、損益計算書又は確定申告書（写し）と床面積を記載して提出します
 3. 賛助会員：本協会の趣旨に理解があり、本協会の事業に協力し理事会の承認を得た法人及び法人認定校で、追加でサロン正会員ご希望の方は同時に申込ができます
 4. ロゴ使用権貸与：（ロゴ使用を希望する個人会員は月会費の支払いと共に、本規約に基づく諸契約（各種申込書・ロゴ使用貸与契約書及び預金口座振替依頼書を提出）を相互に締結されます
また、サロン正会員の方は、会員資格を維持している期間は、ロゴ無償貸与契約書を事前にご提出の上無償でチラシ、名刺、パンフレット、HP にご利用戴けますが、HP に付きますは、コンプライアンス確認の為にテストページが上がり次第協会の許認可を受けてからの公開となります
- 第7条（入会申込・制度・特典）1. 個人正会員への申込は、本協会指定の入会申込書・預金口座振替依頼書に必要事項を記入の上、本協会に提出し年会費のお振込完了確認をもって正会員とし、未提出書類がある時は会員特典使用不可となります。
2. サロン正会員への申込は、本協会指定の入会申込書・預金口座振替依頼書に必要事項を記入の上、本協会に、損益計算書又は確定申告書の控え、或いは年間売上予測計算書と店舗平米数が確認できる物を提出し、

入会金及び年会費のお振込完了確認をもって入会とします。
更に 2 店舗以上のお申込の会員は、追加店舗毎のお申込となり複数店舗割引などは御座いません
サロン正会員には DPS 会員の証として、サロン名と代表者名の入った認定証を発行されます

3. 賛助会員への申込は、入会申込書・預金口座振替依頼書と登記簿謄本（原本 1 通）を本協会に提出し理事会の審査・承認の上、入会金及び年会費のお振込完了確認をもって正式入会とします
各種条件や特典に付いては別途定めます

第8条（入会金及び会費）承認を受けた会員は、理事会が別に定める額の入会金及び1年間の会費を納入することとします

個人正会員：協会年会費（保険付）、及びロゴ使用契約追加の方は月会費
サロン正会員、サロン正会員＋出張先可会員：協会年会費（保険付）、または、マツ毛エクステ追加項目、法人（賛助）会員：入会金 50,000 円（税別）及び年会費 50,000 円（税別）法人（賛助）会員の方で、サロン店舗会員を追加ご希望の方は、(2)の協会年会費が加わります

第9条（会費の払い戻し）会員が納入した会費（入会金・年会費・月会費・その他費用）については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行いません。なお、預金口座振替依頼書を提出した時点で次年度の自動引落を同意したと見なし、退会は所定用紙を規程期間内で提出し、銀行側の処理が確定された以降は引落対象と致しませんまた団体会員の特性上、期間途中退会は可能ですが、一切の返金や月割りの払戻もできません

第10条（会員資格及び期間）会員資格の有効期間は、個人正会員・サロン正会員・賛助会員共に毎月15日迄の入会申込日で翌月1日から1年間とします。有効期間満了日の3ヶ月前までに会員本人から本協会に対し書面による退会意思表示がない場合は有効期間を1年間自動更新するものとします。また将来的には契約開始月を揃えて開始する場合も有りますので、ご了承願います（分割をご選択した会員の方は、初回 3 ヶ月分をお振込戴きますが、銀行と保険会社との手続き上の差違がありますので、4 ヶ月分は初回スタート月の翌月 27 日から預金口座振替依頼書を基に自動的に引落を致します

協会会員及び DPS の会員資格、会員特権、ロゴ使用等会員特典には、有償・無償に関わらず他に譲渡出来ません

第11条（会員更新）会員更新を継続する場合、更新月の2ヶ月前の27日に預金口座振替依頼書を基に自動で引落を致します。※（一括引落の場合）例：12月1日更新スタート⇒9月27日に自動更新となります。※（分割引落の場合）第10条の引落手順で10回目の引落月に翌年度の更新をお決め戴き、分割のまま継続される場合は、この月に3ヶ月分を加えたご請求となります。また、翌年度から一括にご変更される方もこの月に一括分を加えたご請求となりますので、ご了承下さい

第12条（変更の届出）会員はその名称、住所、メールアドレス、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします

第13条（会員資格喪失）本協会は、審査の結果、会員が次のいずれかに該当する場合は、本協会は事前の通知なく、当該IDの使用を一時停止とし、又は除名処分ができるものとし、その資格を喪失します

- (1) 申込みをした時点で、申込者本人が実在しないことや本規約の違反等により会員としての資格が停止中である、又は過去に本規約の違反やその他法律違反等で除名処分を受けたことがあること
- (2) 申込時の申告内容に、虚偽記載、誤記、又は記入漏れ等があること
- (3) 申込みをしたが本協会に対する債務の支払いを怠っている、また過去に事実があった場合
- (4) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は当該その関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます）である場合

- (5) 申込時に決済手段として当該会員申込者が届け出た口座引落依頼書の口座が無効で有った場合
- (6) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続きが後見人によって行われていない、又は申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
- (7) その他、本協会が相当ではないと認めた場合
- (8) 規定の退会届を提出し受理されたとき(更新期限 3 ヶ月以前迄に指定文章による退会)
- (9) 本人が死亡若しくは失踪宣言を受け又は会員である団体が消滅した時
- (10) 継続手続き上、年会費・月会費等を期日までに支払われなかったとき
- (11) 除名されたとき

2. 会員は次の各項に該当する場合、その会員資格を喪失する。なお、第9条に示す通り全ての諸費用及び会費の返還はありません

3. 会員は規定の退会申込書に記名捺印の上、協会 DPS 認定証、会員証及び DPS ロゴ或いは本協会にその他著作権がある物の全ての書類を添えて別途定める日時までにこれを返還します

4. 除名処分とされた会員は、期限の利益を喪失し、会員資格停止時点で発生している利用料その他債務など本協会に対する債務の一切を一括して履行するものとします

5. 会員が本状の規定のいずれかに該当することにより、本協会が損害を被った場合、本協会は除名処分又は当該会員の ID の一時停止の有無に関わらず、本協会が被った損害の賠償を請求できるものとします

a. 会員の都合で正式な手続きを持って会員終了を申請し、本協会がこれを契約終了 3 ヶ月前迄に承諾した場合及び会員店舗の閉店(要事前届出)

b. 本状及び DPS の規約に違反したとき

c. DPS・提携クリニック及び DPS に登録している他会員、同業他社の名誉を傷つけ、秩序を乱し本会員に相応しくない、言動・行動をしたとき

d. 月会費や年会費支払い期日から 2 か月以上滞る場合、本協会から要求に直ちに応じない場合

e. 1 店舗の登録で複数店舗の利用、または偽りの届出や不誠実な対応があった場合

6. 会員は手続き完了迄、本状全ての項目に関わる諸会費を支払う責を負い、本協会はこれを請求する権利を有します。本人死亡若しくは失踪宣言を受け又は会員である団体が消滅したとき

7. 継続手続き等も含み年会費、月会費、その他等のサービス利用料等を期日迄に支払わず、その他債務履行を停滞し又は支払いを拒否した場合

8. 会員に対する破産の申し立てがあった場合、又は会員が成年後見開始の審判、保佐開始の審判、もしくは補助開始の審判を受けた場合や会員が公的機関、捜査機関の対象となった時

9. その他規約違反等により本協会が会員として不適当と判断した場合

第 14 条(個人情報)
会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。

但し、裁判所や警察・その他公的機関からの正式な要請で開示を求められた場合は除かれます

第 15 条(諸規定の遵守)1. 会員は DPS の利用に当たり、協会事務局を介さず顧問医師等に直接相談・申込をする等、サポート体制を乱す行為は出来ません。(規約違反で会員資格喪失となります)

2. 会員は本協会より手渡された全ての資料、電子記録データ、CD-ROM、DVD 等の磁気記録商品及び HP からも含めた各種写真の無断コピー、他に宣伝広告、教育、資料、販売目的で転用複製の一切出来かねますので予め遵守願います(損害賠償の対象となります)

3. DPS ロゴマーク等は事前に本協会に申請、許可され正式契約された会員のみに限定され、ロゴ契約は 1 つの店舗毎との契約であり、複数店舗で

の使用は認められません。また個人の身分証明や運営会社と見間違える様な様々な表現方法や表示使用も認められません(損害賠償の対象となります)

第 16 条(会員の損害賠償責任)会員が DPS 利用中、会員の責めに帰する理由により、本協会又は顧問医師の提携クリニックに損害を与えた場合はその会員が全ての責任を負う事になります

本状に抵触する各種の無断使用や認定ロゴマークなどの不正使用は営利目的の有無に関わらず損害賠償の対象になります

会員が本状契約期間中又は、退会完了後であっても期間中の会員に本状に違反する事が判明し、会社、会社関係者、顧問、会員同士の中で損害賠償責任が判明した場合は、その会員が請け負う事になります

■ 第 4 章【運営】

第 17 条(規約の改訂・サービス内容の変更)本協会は、会員への事前通告なくして規約改訂、サービスの内容の変更を行う事ができる。尚、改訂した規約等の効力は全会員に及び、これにより、会員又は第三者が不利益又は損害を被った場合でも、本協会は一切の責任を負いません

第 18 条(サービスの一時的な中断)本協会は、自然災害、火災、停電などの場合、講師の急病や事故等の場合、又は本協会が必要と判断した場合に、会員に対し事前通告なく、一時的に講座をはじめとするサービスの提供を中断することがあります。これにより、会員・関係者、又は第三者が不利益又は損害を被った場合でも、本協会は一切の責任を負いません

第 19 条(免責)1. 本協会は、会員に提供されたサービス内容の完全性、正確性、適用性、有用性等について、いかなる責任をも負いません

2. 本協会は、本協会が管理するサーバー内で、蓄積したデータ等が消失又は改ざん等がされた場合は、技術的に可能な範囲で復旧に努め、その復旧への努力をもって、データ消失又は改ざん等に伴う会員又は他者からの損害賠償の請求を免れるものとします

3. 本協会は、会員間又は会員と他者との間で発生した争いについて、一切の責任を負いません

第 20 条(本規約違反への対処)1. 本協会は、会員が本規約に違反した場合もしくはそのおそれがあり、会員サービス利用に関し他者 からクレーム・請求等が為されかつ本協会が必要と認めた場合、又はその他の理由で本協会が不適当と判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれか又は組み合わせて対処することがあります

(1) 本規約に反する行為、又は恐れのある行為を止める事、及び同様の行為を繰り返さない事の要求

(2) 他者からのクレーム・請求などの内容又はそれが記載されているサイトの情報を適切な手段で表示し、クレーム・請求などの解消のための当該他者との協議を行うこと等の要求

(3) 会員が表示・発信する情報の削除要求と全部もしくは一部を削除し又は閲覧できない状態にすること

(4) 会員 ID の使用の一時停止、又は会員の除名処分

2. 前項規定は、本状の自己責任の原則を否定するものではありません

3. 会員は本状に定める措置を講じた場合当該処置に起因する結果について本協会を免責するものとします

4. 会員は第 1 項第 4 号の措置は本協会の裁量により事前に通知することなく行われることを承諾します

■ 第 5 章【個人情報、通信の秘密】

第 21 条(個人情報)1. 本協会は、会員の個人情報を以下の目的の為に使用します

(1) サービスの提供、および本協会運営を円滑に遂行するため

(2) 会員から個人情報の利用に関する同意を求めるとの電子メールを送付すること

(3) その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること

2. 本協会は、個人情報の提供先とその利用目的を会員に対して通知し諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないこととします

3. 第 2 項に係わらず、法律の定めに基づく強制の処分が行われた場合、本協会は当該処分の定める範囲で個人情報を開示することがあります

4. 受講生は自らの個人情報サービスを利用して公開する場合、第 4・5・13・14・15・16・17・19 条が適用されることを承諾します

5. 本協会は、会員の個人情報の属性の集計分析を行い、個人が識別・特定出来ないように加工したものを作成し、新規サービス等のために利用、処理することがあります

第 22 条(通信の秘密)1. 本協会は会員の通信の秘密を守るものとします

2. 法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令、もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、本協会は、当該処分、命令の定める範囲内で前項の守秘義務を負わないものとします

3. 本協会は、会員のサービス利用記録の集計分析を行い、統計資料を作成し、新規サービス等のために利用、処理することがあります

■ 第 6 章【その他】

第 23 条(本規約の有効性)1. 本規約及び他の規約等の規定の一部が法令により無効と判断された場合でも、本規約及び他の規約等のその他の規定は有効とします

2. 本規約及び他の規約等の規定の一部が、ある会員との関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本規約及び他の規約等は、その他の会員との関係では有効とします

第 24 条(準拠法)本規約の準拠法は日本法とし、かつ同法に従い解釈されます

第 25 条(裁判管轄)本契約を巡る一切の紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

付則 本規約は 2016 年 11 月 28 日付にて改定・実施するものとし、過去の規約に優先して適用されるものとします

● 連絡先 ●

本規約及び契約等に関するお問合せは下記までお願いいたします
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-30-34 原宿コーポ別館 508

一般社団法人国際セラピスト認定協会 本部

TEL: 03-6804-5450 FAX: 03-6804-5510

電子メール: itaa0222@apricot.ocn.ne.jp

★ 些細なことでもお気軽にご相談ください ★

以上

施行 2012 年 2 月 12 日

2014 年 4 月 23 日改訂

2016 年 11 月 28 日改訂